



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 9 日 (金)
号外第 92 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **監査公告** 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (2 件) (6・7) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成24年 9 月 7 日付鳥取県監査委員公告第 8 号で公表した平成24年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 8 月 9 日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

監 査 意 見	講じた措置
<p>1 法人内部の運営体制に対する指導監査は、適正に行われているか</p> <p>(1) 内部統制（監事監査や役員の内部チェック等）に関する確認について</p> <p>指導監査における文書指摘等の中には、理事会や評議員会が形骸化していたり、法人の運営が理事長の親族等の一部の理事のみで行われているのではないかと懸念されるものがあるなど、内部統制が十分に働いていないと思われる状況が見受けられた。</p> <p>このような状況を改善させ、内部統制を適正に機能させるためには、理事会等での法人の意思決定の状況等を明確にさせる必要がある。</p> <p>また、指導監査では内部統制に関して指摘しているものの、法人の中には文書指摘を受けた後も改善が見られない法人があるなど、内部統制を機能させるための指導が十分浸透しているとは言い難い状況にあった。</p> <p>については、指導監査に当たっては、議事録の記載内容をこれまで以上に充実するよう強く指導するとともに、議事録等により公正な立場で厳格な審議が行われているかどうかを確認されたい。</p> <p>また、必要に応じ、専門的な知識を有している法人指導監査専門員である公認会計士からアドバイスを受ける等により内部統制に関する指導監査の充実を図られたい。</p> <p>さらに、法人が内部統制機能の重要性を認識して、公正かつ適正な法人運営を行うよう、役</p>	<p>理事会及び評議員会の議事録について、「信ぴょう性」及び「議事のでん末の具体性」が認められる記載内容となっているかを従来から監査時に指導しているが、平成24年度からは関係書類（議案及びその根拠となる書類）と照合するなどして、次のとおりより適正な記載を指導するとともに、必要に応じて出席した理事や評議員から聞取調査を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事、評議員の発言は正確に議事録に記載すること。 ・議案説明についても発言の要約を議事録に記載すること。 ・議案添付資料を議事録とともに保存すること。 <p>なお、定款変更認可申請の際に添付された議事録についても、同様な指導を適宜行っている。</p> <p>また、監査計画立案に当たっては、法人指導監査専門員である公認会計士に事前相談を行うこととした。平成24年度においては平成24年 9 月に、法人指導監査専門員から法人に関する具体的なアドバイスを受けた。</p> <p>なお、平成24年度は、監査時の指導内容の重要性がより法人に伝わるよう、事案によっては講評の際に法人指導監査専門員から法人職員に対し直接アドバイスを行った。</p> <p>さらに、平成23年度に引き続き、平成24年度は平成25年 3 月に、役員を含めた法人職員に対する研修会を開催した。今後も開催することとしている。</p>

<p>員等を対象とした研修等を実施されたい。</p>	
<p>(2) 外部監査の活用について</p> <p>法人は、事業実施に当たって介護報酬、補助金等の公金を受け入れていることから、より一層、運営の透明性の確保を図ることが必要である。</p> <p>については、公金を一定額以上受け入れている法人に公認会計士等の専門家による外部監査の活用を進める方策を検討されたい。</p>	<p>社会福祉法人に対する指導監査業務は、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確認するために県が行う法定受託事務であるため、外部監査を受けるといふ法令に基づかないその他の義務を指導監査を通じて命じることは難しい。</p> <p>法人運営の透明性を確保する上での外部監査の有効性を監査の際に指導強化（監査結果通知の中に助言事項として記載）していく。</p>
<p>2 効果的な指導監査を行う体制になっているか</p> <p>(1) 法人の会計経理を指導監査できる人員の配置及び研修について</p> <p>指導監査の体制は、平成21年度以降強化されていると考える。</p> <p>指導監査を担当している職員が受講している国の研修の内容は、会計実務の基礎的内容が中心であり、国の行う研修だけでは、指導監査マニュアルにある経理に係るチェック項目について細部まで確認して、不適正な会計処理を発見する手法や知識を習得するには十分とは言えない。</p> <p>については、担当職員へ指導監査に必要な手法や知識を体系的に習得させるため、計画的に研修が行えるような体制づくりを検討されたい。</p>	<p>新規配属職員はもとより、複数の職員ができる限り多くの研修に参加できるよう、国立保健医療科学院主催の研修や次に掲げる研修会の受講について、年間計画により積極的に参加を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉施設経営者協議会等主催の簿記研修のほか、職員人材開発センターや監査委員事務局等の行う研修 ・監査法人等が行う監査手法習得研修会等 (平成25年度以降参加予定)
<p>(2) 法人指導監査専門員の活用について</p> <p>指導監査の計画を立てる際には、法人指導監査専門員と協議することが、より効率的な指導監査につながるものである。</p> <p>また、指導監査を効率的かつ効果的に実施するため、事前に法人指導監査専門員と入念に打合せを行い、法人指導監査専門員の専門的知識や技能を最大限に活かすべきである。</p> <p>については、指導監査の実施計画の立案に当たっては、法人指導監査専門員の意見を踏まえられたい。</p> <p>また、不適正な会計処理が懸念される法人の指導監査に当たっては、できる限り法人指導監査専門員を同行するよう検討するとともに、実施前には法人指導監査専門員と法人個々の状況に応じた指導監査方法の打合せを十分に行われたい。</p>	<p>平成25年度の監査実施計画の作成に当たっては、法人指導監査専門員と協議し、その意見を踏まえたものとする。</p> <p>また、不適正な会計処理が懸念される法人については、平成22年度から法人指導監査専門員を同行させ、専門家の見地から指導・助言を行っているところであるが、今後ともさらに法人指導監査専門員の活用を図っていく。その際には、監査対象法人の決算・会計処理における不適正な部分についてあらかじめ法人指導監査専門員と十分な協議を行い、共通認識をもって監査に臨むこととした。</p>
<p>(3) 不適正な会計処理が懸念される法人に重点を置いた指導監査について</p> <p>指導監査は、法人の組織、事業内容、経営状</p>	<p>各法人の基本情報をまとめた社会福祉法人台帳を平成</p>

<p>況、文書指摘の内容とその改善状況等の情報を事前に十分把握して実施する必要がある。</p> <p>このためには、法人毎に情報を整理し、その情報をもとに法人の状況を評価する必要がある。</p> <p>については、法人毎に指導監査に必要な情報を一元的に整理し、分析及び評価を行い、不適正な会計処理が懸念される法人に対して、重点的に指導監査が行えるよう検討されたい。</p>	<p>24年度に整備した。</p> <p>また、文書指摘が多いなど、継続的な指導が必要な要 注意法人については、過去の指導経過や留意点をまとめた社会福祉法人カルテも作成し、今後の監査や引継に活用していく。</p> <p>なお、監査実施計画における監査頻度の判断について、従来は前回の監査において文書指摘が概ね5項目以上あった法人について「毎年実施」としていたが、平成24年度からは指摘の数に関わらず前回の監査において重大な指摘事項があった場合には「毎年実施」することとしており、法人に対する指導を更に強化したところである。</p>
<p>3 指導監査は、実効性のあるものになっているか</p> <p>(1) 不適正な会計処理の適確な把握について</p> <p>不適正な会計処理を発見して是正させるためには、近年改善命令を発した土地取引や本部と施設との間の資金移動等の不適正事例を参考としながら、指導監査を実施する必要がある。</p> <p>については、指導監査を実施する者が過去の不適正事例を重点的にチェックでき、不適正な会計処理を適確に把握できるような手引書等を作成されたい。</p>	<p>県内の社会福祉法人における不適正事例を収集・類型化した「社会福祉法人の不適正事例集」を、平成25年3月に作成した。</p>
<p>(2) 法人の施設の経理状況の確認について</p> <p>法人本部と施設との間の不適正な資金移動や施設における現金管理に関して不適正な会計処理が行われていたことは、施設の経理処理の確認が十分でなかったことに一因があると考えられる。</p> <p>これを防止するためには、福祉保健局が行う施設の指導監査で各施設の会計・経理面の確認を行うとともに、福祉保健課が行う法人の指導監査において必要に応じて施設現場で確認を行う必要がある。</p> <p>については、法人の指導監査を行う福祉保健課と施設の指導監査を行う福祉保健局とがこれまで以上に連携を密にして、法人の施設の経理状況の確認が計画的に実施されるよう検討されたい。</p>	<p>施設監査における会計・経理面のチェックを強化するため、福祉保健事務所や総合事務所福祉保健局が実施する施設監査に法人指導監査員を派遣することとし、平成25年6月に法人指導監査員を増員（2名→5名）した。</p> <p>各施設の経理状況については、引き続き法人指導監査において網羅的に確認するとともに、今後の施設監査では対象施設種別固有の各種通知等に基づき、より詳細な確認を行うことを福祉保健課と各福祉保健事務所等の年1～2回開催する連絡調整会議で共通認識を図っている。</p> <p>また、施設と法人の合同監査の推進についても、連絡調整会議で協議しており、平成24年度は計画的に実施した。</p>
<p>(3) 指導監査の実効性の確保について</p> <p>指導監査において法人の関係書類の隠蔽や妨害があつては実効性のある指導監査を行うことは不可能である。</p> <p>については、指導監査が実効性のあるものとなるよう、隠蔽や妨害があつた場合には公表することを検討するとともに、これらに対して、強</p>	<p>法人監査は法定受託事務であり、全国的に一律で同一内容の規制が求められることから、強制力行使に関する制度の整備について、平成24年4月、7月及び平成25年1月に国へ要望を行ったところであるが、今後も引き続き国へ要望していく。</p> <p>なお、いわゆる地域主権一括法により条例で定めるこ</p>

<p>制力を行使できる制度の整備を引き続き強力に国に要望されたい。</p>	<p>ととなった施設の運営等基準の中に、施設監査等に協力することを義務付ける規定を盛り込んだところであり(平成24年11月県議会可決。平成25年4月1日施行)、これにより施設が監査等に協力しない場合には協力するよう勧告し、さらに勧告に従わない場合はその旨を公表することが制度上可能となったので、該当事例があれば公表したい。</p>
<p>4 不適正案件に対して必要な措置が適切に行われるようになっているか (1) 指導監査結果に基づく情報共有について 指摘事項の内容やその要因を組織内で意見交換して検討することは、他法人の不適正な会計処理の未然防止や早期発見に有効である。 ついては、指摘事項の決定に当たっては、予め組織で情報共有するという観点で内容確認の場を設けて関係職員で総合的に検討されたい。</p>	<p>平成24年10月から、法人指導監査終了後は復命書等を用いて法人施設指導室内で指摘内容の確認を行う協議の場を設けている。 なお、法人施設指導室内で協議を行った後に、文書指摘と口頭指摘の別を決定する旨を法人監査の講評時に法人側へ説明している。</p>
<p>(2) 文書指摘後の改善指導等について 指導監査により文書指摘した事項が翌年度も改善されていないことは大きな問題であり、このまま未改善の状況が放置されれば公正かつ適正な法人運営に支障が生ずると考える。 なお、契約に関しては、法人は公共性が高いことを認識して、安易に特定の業者と随意契約することなく、入札により競争性の確保が図られるよう指導監査すべきである。 ついては、不適正案件が未改善のまま放置されることのないよう引き続き改善状況を確認するとともに、必要に応じて改善命令を発する等により対応されたい。</p>	<p>文書指摘事項に対する改善状況は、国の社会福祉法人指導監査要綱に基づき、改善状況報告書が提出された時点でその内容を確認し、改善結果が確認できる証拠書類を提出させるなど指示・指導しているところである。 また、必要に応じて確認監査に赴き、改善状況を現地で確認するなど、不十分な報告のまま放置することのないよう、平成24年度からは改善状況について十分に確認を行うこととした。 なお、契約事務については従来から競争性の確保を指導しているところであるが、平成24年度はこれまでの不適正事案等を踏まえ指導監査時において重点的にチェックし指導を行っている。 要注意法人については過去の指導経過と留意点を社会福祉法人カルテとしてとりまとめ、継続して改善状況の確認と指導を行うとともに、改善の意志が見られない等の場合には厳格に改善命令等の行政処分を行う。</p>
<p>(3) 改善命令の発動基準の策定について 改善命令は、法人の不適正案件を速やかに改善させるための有効な手段の一つと考える。しかし、社会福祉法等には改善命令を発動する場合の具体的な基準等が定められておらず、県も定めていないことから、発動を判断しづらいと考える。 ついては、法人の不適正案件が迅速かつ適切に改善されるよう、不適正案件の軽重を区分して点数化する等の客観的かつ透明性のある改善命令の発動基準を策定されたい。</p>	<p>「社会福祉法人指導監査における行政処分発動基準等に関するガイドライン」を平成25年3月に策定し、一般監査から特別監査へ移行する基準及び改善措置命令を発動する際の基準を定めた。</p>
<p>5 指導監査権限の市への移譲に対する対応が十分</p>	

<p>に行われているか</p> <p>(1) 指導監査権限を円滑に移譲するための対応について</p> <p>これまで指導監査業務を行っていない4市が法人の指導監査を適正に実施するためには、引き続き権限移譲により生じる様々な課題へ適切に対応する必要がある。</p> <p>については、市が権限移譲後の指導監査を円滑かつ効果的に実施できるよう、市の要望を踏まえながら細やかで適切な対応を図りたい。</p> <p>また、国に対して、指導監査権限の移譲に関して財政面の支援措置が適確に行われるよう要望されたい。</p>	<p>4市の管理職・担当職員に対する権限移譲事務研修会を平成24年度に3回開催した。</p> <table border="1" data-bbox="805 392 1359 685"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>開催日</th> <th>対象</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>H24. 7. 6</td> <td>管理職等</td> <td>権限移譲事務全般の説明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>H24. 8. 30</td> <td>担当職員</td> <td>定款変更認可等の実務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>H24. 12. 20</td> <td>担当職員</td> <td>法人指導監査事務の実務</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、権限移譲対象法人の平成24年度の法人指導監査には、基本的に各市職員に同行を要請し、現地で監査手法等を具体的に指導したり、平成25年度は、各市が実施する法人指導監査に県職員が同行して支援することとしている。</p> <p>さらに、平成25年2月に各市個別に出前説明会を開催し、事前の質問に対する回答のほか、各市個別の問題等に対する回答や指導を行った。</p> <p>また、普通交付税の単位費用の算定について、平成24年7月に厚生労働省の担当課長に要望している。</p>	回	開催日	対象	研修内容	1	H24. 7. 6	管理職等	権限移譲事務全般の説明	2	H24. 8. 30	担当職員	定款変更認可等の実務	3	H24. 12. 20	担当職員	法人指導監査事務の実務
回	開催日	対象	研修内容														
1	H24. 7. 6	管理職等	権限移譲事務全般の説明														
2	H24. 8. 30	担当職員	定款変更認可等の実務														
3	H24. 12. 20	担当職員	法人指導監査事務の実務														
<p>(2) 指導監査権限を移譲する法人の内部統制に係る確認について</p> <p>法人の運営が公正かつ適正に行われるためには、法人の内部統制機能を充実させることが重要であるが、前述のとおり一部の法人では内部統制が十分に機能しているとは言い難い状況も見受けられている。</p> <p>内部統制が十分に機能していない法人の指導監査権限を移譲した場合、市の指導監査への負担が増加すると見込まれる。</p> <p>については、市へ指導監査権限を移譲する法人の今年度の指導監査に当たっては、法人の内部統制機能の充実の観点も踏まえた指導監査を実施されたい。</p>	<p>法人の内部統制機能の充実については、一部の法人の不適正事例を踏まえ、各法人に対し重点的に指導してきており、市担当職員に対して権限移譲事務研修会において、監査実施時に法人の内部統制機能の状況を十分に検査するよう説明した。</p> <p>なお、各法人の運営上の問題点等を整理するために作成した社会福祉法人カルテを、平成25年3月にそれぞれ4市に引き継いだ。</p>																
<p>(3) 権限移譲後の市への協力体制について</p> <p>4市とも権限移譲後の指導監査の実施に関して不安を抱えていることから、指導監査が円滑に実施されるよう対応する必要がある。</p> <p>については、権限移譲後の市からの指導監査に関する相談や要望に迅速かつ適切に対応でき、必要な情報を提供できる相談窓口の設置を検討されたい。</p>	<p>法人指導監査のみならず各種認可業務等においても、法人施設指導室で随時個別に相談に応じるとともに必要な情報を提供していくこととしている。</p> <p>また、平成25年度においては各市の法人指導監査に法人指導監査員を含めた県職員が必要に応じて市職員に併任した上で同行し、現場で必要なアドバイスを行うこととしている。</p> <p>なお、平成25年度からは4市と県の担当者による連絡</p>																

	<p>会議を定期的に行い、意見交換等を行うこととしている。</p>
<p>6 総括的意見</p> <p>平成12年の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正以降、特定非営利活動法人や株式会社等が社会福祉施設の運営に参入する等、法人の経営環境に質的な変化をもたらされた。</p> <p>このような中、県の指導監査の結果からは、多くの法人は概ね適正に会計処理を行っているものと認識できるものの、一部の法人において不適正な会計処理が見受けられたことから、指導監査を実効性のあるものとするための対応が必要となっている。</p> <p>については、法人の公正かつ適正な運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保を図るため、指導監査が法人の内部統制機能の充実や不適正な会計処理の早期改善と未然防止に向けて、より一層実効性のあるものとなるよう努められたい。</p>	<p>社会福祉法人の適正運営については、法人向けの研修会において改めて説明を行うとともに、法人指導監査時に反復・継続して指導を行うことで、法人側の意識向上を図っていく。特に、内部統制機能の充実については、理事会・評議員会が形骸化することのないよう継続指導することとしている。</p> <p>また、不適切な会計処理の未然防止策として、法人指導監査時以外にも法人の会計・経理担当者からの相談を随時受け、指導を行う。</p>

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月7日付鳥取県監査委員公告第2号で公表した平成22年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月9日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

監 査 意 見	講じた措置
<p>第3 統括的意見</p> <p>2 財務会計等に係る検査基準の標準化について</p> <p>○ 法人監査において、財務会計等の検査項目は各法人検査に共通的なものであるにもかかわらず、検査内容、検査方法、検査技術レベル等に差が生じていた。</p> <p>○ 法人が健全な運営を行うためには、法人の内部統制の充実に加え、健全な財務体制及び適正な会計処理の確保が重要である。財務会計等の検査項目については、検査内容、検査方法、検査技術レベル等の基準を定め、県全体での標準化を検討されたい。</p>	<p>各法人検査の財務会計等の検査項目については共通するものがあるとしても、会計基準が法人検査ごとに定められているなど一律ではなく、また、検査内容、検査方法については、それぞれの会計基準等を元に検査要領等が定められていることから、県全体での標準化は困難であるため、引き続き各担当所属において、法人検査を行うこととする。</p> <p>なお、検査技術レベルの向上を図るために、国、関係団体、職員人材開発センター等の研修を受講させ検査員のスキルアップに取り組んでいるところであり、社会福</p>

	<p>社法人指導監査及び農業協同組合等検査においては公認会計士及び金融機関OBを検査員に任用している。</p>
<p>○ 財務会計等に関する検査技術レベルの確保については、専門的な研修及び経験が必要であり、機関ごとでの体制の整備は、非効率で限界がある。</p> <p>○ 県全体で財務会計等の検査に係る専門チームを設置するなど、効率的な法人検査を実施する体制の整備も検討されたい。</p>	<p>財務会計等の検査と組織運営や事業実施状況に関する事業検査は、法人監督の一環としてセットで同じ所属で行うことが効果的かつ効率的である。</p> <p>また、財務会計等の検査の専門性の確保を図るために、専門チームを設置しようとしても、検査件数の少ない所属の場合、検査に係る業務量が少なく各所属から専門チームに職員を異動させることができず、人員の効率化が見込まれない。</p> <p>このため、県全体での財務会計の検査に係る専門チームの設置は行わず、引き続き各担当所属において、検査員のスキルアップに努めるとともに、公認会計士等専門的な人材の活用を進めるなど体制を強化することとする。</p> <p>なお、検査法人数の多い所属においては、定数の増員等指導監査体制を強化するほか、公認会計士、金融機関OBを非常勤の検査員に任用、増員しており、社会福祉法人指導監査においては、金融機関OB等の非常勤検査員を平成23年度1名、平成24年度1名、平成25年度3名増員している。</p> <p>さらに、各所管部局が実施している法人の指導検査のうち、その実情から特に必要があると認められるものについては、総務部行政監察・法人指導課が全庁を統轄し、所管部局に加えて他部局の検査担当職員等も活用した柔軟かつ的確な指導検査体制を一時的に編成して対応できるように、平成25年7月から体制を整備した。</p>